

# 各務原市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング傍聴要領

各務原市新庁舎建設基本設計業務  
プロポーザル審査委員会

各務原市新庁舎建設基本設計業務プロポーザルに係るプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

## 1. 傍聴について

- (1) 傍聴の定員は430名までとし、先着順とします。
- (2) 傍聴者には、プレゼンテーション・ヒアリング日程及び技術提案を受ける特定テーマ等を記載した資料を配布します。
- (3) 係員の指示に従って入場し、所定の席にお座りください（指定席ではありません）。

## 2. 傍聴する際の遵守事項

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング中は、静かに傍聴すること。
- (2) 発言、拍手、その他の方法により、公然と批評や賛否を表明しないこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと（ただし、事務局及び報道機関を除く）。
- (5) 会場内で携帯電話等の機器を使用しないこと。また、携帯電話等はマナーモードに設定するか、電源を切ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、プレゼンテーション及びヒアリングの支障となる行為をしないこと。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング中（各者40分）は、原則、入退場を禁止します。各者の交代（準備）時間が10分あるので、その間に入退場を行うこと。

## 3. 会場の秩序の維持

- (1) 上記の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合や係員の指示に従わない場合は注意を促します。なお、注意に従わないときは、退場していただきます。

## 4. その他

- (1) 本プロポーザルの説明者は傍聴することはできません。（ただし、説明終了後は、この限りではありません。）
- (2) 当日は休日であり、他の階や執務室等には絶対に入らないようお願いします。